

下記の業務について、一般競争入札を行うので、静岡県立静岡がんセンター事業財務会計規程（平成14年静岡県がんセンター局管理規程第3号）第145条の規定に基づき公告する。

令和6年1月30日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者  
静岡県がんセンター局長 内田 昭宏

## 1 入札執行者

静岡県立静岡がんセンター事業管理者  
静岡県がんセンター局長 内田 昭宏

## 2 競争入札に付する事項

### (1) 入札番号

が事管第1-47号

### (2) 業務の名称

2023年度静岡がんセンター細胞療法センター実験機器バリデーション業務

### (3) 業務場所

静岡県駿東郡長泉町下長窪1007番地 静岡県立静岡がんセンター研究棟

### (4) 業務概要

業務仕様書のとおり。

### (5) 業務期間

令和6年2月16日（金）から令和6年3月31日（日）まで

### (6) 入札方法

総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

## 3 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満足している者であること。

### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。

### (2) 静岡県における入札参加資格の営業種目において、理化学器械器具を有している者

### (3) 静岡県の機関が定める入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

### (4) 次のアからオのいずれかにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同

じ。)であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

#### 4 入札説明書等の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

令和6年1月30日（火）から令和6年2月15日（木）までの午前9時から午後4時まで

(2) 交付場所

静岡県駿東郡長泉町下長窪1007番地 静岡県立静岡がんセンター事務局管理課  
電話番号 055-989-5798

#### 5 入札参加申込書及び入札参加資格確認資料の提出

本入札に参加を希望する者は、次により、申込書及び資料を提出すること。

(1) 提出期間

上記4の(1)と同じ

(2) 提出場所

上記4の(2)と同じ

(3) 提出書類

入札説明書に示す書類

#### 6 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和6年2月16日（金）午前10時00分

(2) 入札執行場所

静岡県駿東郡長泉町下長窪1007番地 静岡県立静岡がんセンター管理棟4階カンファレンス1

(3) 入札方法

電送・郵送による入札は認めない。

#### 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、入札に関する条件に違反した者の入札又は

入札参加申込書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び施行令第167条の10第1項の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 詳細は入札説明書による。